

<社会福祉関係団体に対する事業活動費助成について>

社会福祉関係団体の活動を支援することにより地域福祉の向上を図るため、事業活動費助成の申請を受け付けます

☆ 対象団体（次のA又はBの団体）

A 福祉の向上に向け活動していると認められ次の全てに該当する団体

- ① 市内で、継続して一年以上、福祉の向上に寄与する活動を行っていること
- ② 市内に活動拠点を有し、公共性かつ社会性があり、政治活動、宗教活動、営利活動を目的とするものでないこと
- ③ 構成員が概ね10人以上であること
- ④ 代表者や会計責任者を定めていること
- ⑤ 規約等を定めていること
- ⑥ 行政等から他の助成を受けていないこと

B 社協ボランティアセンターに登録している団体

☆ 対象事業

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日）に実施する次に掲げるいずれかの事業

- ① 高齢者、障がい児者、児童等の福祉の向上を目的とした各種事業
- ② 福祉を目的とした講座、講演会等の開催事業
- ③ 福祉向上のため、社協会長が特に必要と認めた事業

☆ 助成額

一団体あたり30,000円を上限とします

○対象となる経費

- ・使用料及び賃借料＝会議室、講演会場等の使用料
- ・消耗品費＝文具、用紙代、食材等
- ・通信運搬費＝切手、郵送料等
- ・印刷製本費＝チラシ、資料等の印刷、コピー代等
- ・報償費＝講師謝礼・講師交通費
- ・会議費＝お茶代
- ・その他事業実施に必要な経費＝行事保険料 等 （ボランティア活動保険は除きます）

☆裏面に続きます⇒

○対象とならない経費

- ・会食（調理済みの食事）、接待、寸志等
- ・運営者への報酬
- ・団体拠点に係わる恒常的経費＝家賃、光熱水費、電話代等
- ・特定の個人に帰属される経費
- ・使途、目的が明確にできない経費
- ・ボランティア活動保険の掛け金（個人の意志で加入する性質の保険であるため）

☆ 申請方法

助成金の申請は下記の書類に必要事項をご記入の上、期日までに社協へご提出願います。

申請書類等は、令和3年4月15日から社協窓口で配布いたします。また、ホームページからダウンロードすることもできます。

<申請書類等>

- ①社会福祉関係団体に対する事業活動費助成金交付申請書（様式第1号）
- ②令和3年度社会福祉関係団体事業活動費助成金事業計画及び収支予算書（様式第4号）
- ③団体概要書（様式第6号）
- ④助成金振込先の金融機関預貯金通帳の写し（口座名義、口座番号が記載されているもの）

※ 申請書類等は令和3年6月30日（水）までにご提出願います。（郵送不可）

☆ 助成金の決定・交付

助成金額を決定後、団体の指定した金融機関へ振り込みます。振込は令和3年8月16日（月）を予定しています。

※予算の範囲内での助成となりますので、申請団体が多数の場合は助成額を調整することがあります。ご了承願います。

※なお、新型コロナウイルスやその他の理由により、申請時と事業内容が変更や中止された場合は、速やかに下記へお申し出いただきますようお願いいたします。

☆申請先・お問い合わせ

社会福祉法人 蓮田市社会福祉協議会 担当：総務グループ

蓮田市関山4-5-6 電話048-769-7111